

職員の給与に関する勧告

勸 告

本委員会は、**別紙第1**の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給与構造改革における経過措置の廃止について

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第7項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)附則第6項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)附則第6項の規定による給料の切替えに伴う経過措置については、適用を受ける職員への影響を考慮した緩和措置を講じたうえで、廃止すること。

2 実施時期

平成26年4月1日から実施すること。

